

# 整備計画提出から交付申請までの手続き

## 社会資本総合整備計画の提出

- 単独の市町村や都道府県のみでも、複数の事業主体(都道府県+市町村)が共同で策定しても可
  - ◇ **整備計画**...おおむね3~5年で実現しようとする目標、事業内容等を記載
  - ◇ **事前評価の結果が分かる資料**(チェックシートなど)



## 内定通知

- 国土交通省から、**整備計画ごと**に当該年度に交付可能な国費を**内定通知**



## 実施に関する計画等の提出

- 単独の市町村や都道府県のみで整備計画を策定した場合
  - 当該地方公共団体が単独で作成
    - ◇ **実施に関する計画** ...当該年度に当該主体が行おうとする要素事業の計画
- 複数の事業主体(都道府県+市町村)が共同で整備計画を策定した場合
  - 関係地方公共団体の協議により作成
    - ◇ **団体別内訳表** ...内定通知額を事業主体別に区分した内訳表
    - ◇ **実施に関する計画** ...当該年度に当該主体が行おうとする要素事業の計画



## 交付申請

- 各地方公共団体が交付申請